

令和7年9月

伊那市議会定例会議案書

(関係資料)

令和7年9月1日

令和7年9月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	山室辺地に係る総合整備計画の変更について……………	4
議案第1号～第4号関係資料	辺地に係る総合整備計画について……………	7
議案第1号関係資料	山室辺地に係る総合整備計画書新旧対照表……………	8
議案第2号	荊口辺地に係る総合整備計画の変更について……………	9
議案第2号関係資料	荊口辺地に係る総合整備計画書新旧対照表……………	12
議案第3号	御堂垣外辺地に係る総合整備計画の変更について……………	13
議案第3号関係資料	御堂垣外辺地に係る総合整備計画書新旧対照表……………	16
議案第4号	片倉辺地に係る総合整備計画の変更について……………	17
議案第4号関係資料	片倉辺地に係る総合整備計画書新旧対照表……………	20
議案第5号	請負契約の締結について……………	21
議案第5号関係資料(1)	本庁舎空調設備改修 工事説明資料……………	23
議案第5号関係資料(2)	本庁舎空調設備改修 工事概略工程表……………	24
議案第6号	伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	25
議案第7号	伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	35
議案第8号	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………	46
議案第9号	伊那市サテライトオフィス条例の一部を改正する条例……………	49
議案第10号	伊那市旧中村家住宅条例の一部を改正する条例……………	52
議案第11号	伊那市少年補導センター条例の一部を改正する条例……………	59

議案第12号	令和6年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について……………	62
議案第13号	令和6年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	63
議案第14号	令和6年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について……………	64
議案第15号	令和6年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………	65
議案第16号	令和6年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	66
議案第17号	令和6年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	67
議案第18号	令和6年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	68
議案第19号	令和6年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	69
議案第20号	令和6年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	70
議案第21号	令和6年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	71
議案第22号	令和6年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について……………	72
議案第23号	令和6年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について……………	73
議案第24号	令和6年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について……………	74
議案第25号	令和7年度伊那市一般会計第4回補正予算について……………	75
議案第26号	令和7年度伊那市国民健康保険特別会計第1回補正予算について……………	76
議案第27号	令和7年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について……………	77
議案第28号	令和7年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について……………	78
議案第29号	令和7年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について……………	79

議案第 1 号

山室辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

山室地区における辺地に係る総合整備計画を変更するため、提案するものであります。

総合整備計画書

長野県伊那市 ^{やまむろ}山室辺地

辺地の人口196人：面積2.4㎢

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 山室
- (2) 地域の中心の位置 伊那市高遠町山室2051番地
- (3) 辺地度点数 103点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区東部、三峰川の支流である山室川沿いに位置し、美しい棚田を有する中山間地域です。高齢化による過疎化が顕著な地区ですが、近年では移住先として注目されています。

本辺地から園児が通う高遠第2・第3保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築54年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内にある三義生活改善センター及び隣接する三義地域交流拠点施設は、旧高遠町時代に地域住民の交流、社会教育施設として設置されましたが、三義生活改善センターは築46年、三義地域交流拠点施設は築21年が経過し、老朽化が大きな課題となっており、両施設ともに建物の改修、照明のLED化等の対応が求められます。

さらに、本辺地内の飲料水は、高遠町第二簡易水道により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

3 公共的施設の整備計画

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間

（単位：千円）

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
高遠第2・第3保育園建設※	伊那市	152,416	75,612	76,804	76,800
集会施設整備（三義生活改善センター、 三義地域交流拠点施設）	伊那市	6,000	0	6,000	6,000
簡易水道建設改良	伊那市	13,300	0	13,300	6,600
合 計		171,716	75,612	96,104	89,400

※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

498,090千円（特定財源 247,100千円、一般財源 250,990千円）

○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合

30.6%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）

辺地に係る総合整備計画について

1 計画変更の趣旨

横山地区、上新山地区、山室地区、荊口地区、御堂垣外地区及び片倉地区において公共施設の整備を予定していたため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、当該辺地に係る総合整備計画を令和6年3月に策定した。そのうち、山室地区、荊口地区、御堂垣外地区及び片倉地区において整備を計画した高遠第2・第3保育園建設の事業費が、当初に策定した総合整備計画の金額を超過するため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、総合整備計画を変更するものである。

2 辺地の要件

辺地とは、交通条件及び自然的、経済的諸条件等に不利があり、他の地域に比較して住民の生活環境が著しく厳しい山間地、離島等の地域で、住民の数その他について政令で定める要件（次の(1)及び(2)の要件）に該当するものをいう。

- (1) 当該地域の総務省令で定める中心（当該地域内において、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条の規定に基づき固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点）を含む5平方キロメートル以内の面積の区域の人口が50人以上であること。
- (2) 辺地に係る総務省令で定める基準（辺地度数（※）が100点以上であること。）に該当していること。

※ 辺地度数：市役所、医療機関、郵便局、小学校、中学校等までの距離が遠隔であるなど、当該地域について算定された辺地としての程度を示す点数

3 伊那市の辺地

令和5年3月31日時点の伊那市内の辺地は、次の10地区である。

辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
よこやま 横山辺地	173	2.1	149
ひらさわ 平沢辺地	114	1.2	119
こやしき 小屋敷辺地	75	1.1	135
かみにいやま 上新山辺地	322	9.3	145

辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
やまむろ 山室辺地	196	2.4	103
ほろぐち 荊口辺地	52	1.5	106
みどうがいと 御堂垣外辺地	132	1.1	119
まつくら 松倉辺地	61	1.2	135

辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
かたくら 片倉辺地	173	1.3	138
まぎしま 杉島辺地	62	2.0	147

4 財政措置

辺地対策事業債（充当率100パーセント、交付税措置率80パーセント）を活用することができる。

議案第1号関係資料

山室辺地に係る総合整備計画書新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧						新					
総合整備計画書						総合整備計画書 第1次変更					
長野県伊那市 ^{やまむろ} 山室辺地 辺地の人口196人：面積2.4km ²						長野県伊那市 ^{やまむろ} 山室辺地 辺地の人口196人：面積2.4km ²					
1～2 略						1～2 略					
3 公共的施設の整備計画 2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間 (単位：千円)						3 公共的施設の整備計画 2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間 (単位：千円)					
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
高遠第2・第3保 育園建設※	伊那市	<u>127,578</u>	<u>67,014</u>	<u>60,564</u>	<u>60,500</u>	高遠第2・第3保 育園建設※	伊那市	<u>152,416</u>	<u>75,612</u>	<u>76,804</u>	<u>76,800</u>
略						略					
合計		<u>146,878</u>	<u>67,014</u>	<u>79,864</u>	<u>73,100</u>	合計		<u>171,716</u>	<u>75,612</u>	<u>96,104</u>	<u>89,400</u>
※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上 【参考】○全体事業費 416,920千円（特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円） ○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合 30.6%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）						※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上 【参考】○全体事業費 498,090千円（特定財源 247,100千円、一般財源 250,990千円） ○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合 30.6%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）					

議案第 2 号

荊口辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

荊口地区における辺地に係る総合整備計画を変更するため、提案するものであります。

総合整備計画書

長野県伊那市 ^{ばらぐち} 荊口辺地

辺地の人口52人：面積1.5km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 荊口
- (2) 地域の中心の位置 伊那市高遠町荊口526番地
- (3) 辺地度点数 106点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区東部、三峰川の支流である山室川沿いに位置し、高齢化による過疎化が顕著な地区ですが、近年では移住先として注目されています。

本辺地から園児が通う高遠第2・第3保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築54年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内の飲料水は、荊口飲料水供給施設により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

3 公共的施設の整備計画

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間

（単位：千円）

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
高遠第2・第3保育園建設※	伊那市	28,385	14,084	14,301	14,300
簡易水道建設改良	伊那市	700	0	700	300
合 計		29,085	14,084	15,001	14,600

※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

498,090千円（特定財源 247,100千円、一般財源 250,990千円）

○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合

5.7%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）

荊口辺地に係る総合整備計画書新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧						新					
総合整備計画書						総合整備計画書 第1次変更					
長野県伊那市 ^{ばらぐち} 荊口辺地 辺地の人口52人：面積1.5km ²						長野県伊那市 ^{ばらぐち} 荊口辺地 辺地の人口52人：面積1.5km ²					
1～2 略						1～2 略					
3 公共的施設の整備計画 2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間 (単位：千円)						3 公共的施設の整備計画 2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間 (単位：千円)					
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
高遠第2・第3保 育園建設※	伊那市	<u>23,764</u>	<u>12,483</u>	<u>11,281</u>	<u>11,200</u>	高遠第2・第3保 育園建設※	伊那市	<u>28,385</u>	<u>14,084</u>	<u>14,301</u>	<u>14,300</u>
略						略					
合計		<u>24,464</u>	<u>12,483</u>	<u>11,981</u>	<u>11,500</u>	合計		<u>29,085</u>	<u>14,084</u>	<u>15,001</u>	<u>14,600</u>
※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上 【参考】○全体事業費 416,920千円（特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円） ○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合 5.7%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）						※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上 【参考】○全体事業費 498,090千円（特定財源 247,100千円、一般財源 250,990千円） ○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合 5.7%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）					

議案第 3 号

御堂垣外辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

御堂垣外地区における辺地に係る総合整備計画を変更するため、提案するものであります。

総合整備計画書

長野県伊那市 ^{みどがいと}御堂垣外辺地

辺地の人口132人：面積1.1km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 御堂垣外
- (2) 地域の中心の位置 伊那市高遠町藤沢3660番地ほか1筆
- (3) 辺地度点数 119点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区北東部に位置し、かつては杖突街道や金沢街道の宿場町として栄えました。現在でも本陣跡や問屋跡があり、当時の名残が感じられる地区ですが、近年では過疎化が大きな課題になっています。

本辺地から園児が通う高遠第2・第3保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築54年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内にある藤沢多目的集会施設、藤沢トレーニングセンター及び高遠町柔剣道場は、旧高遠町時代に地域住民の交流、社会教育及び体育施設として設置されましたが、藤沢多目的集会施設は築44年、藤沢トレーニングセンターは築38年、高遠町柔剣道場は築32年が経過し、老朽化が大きな課題となっており、全ての施設において建物の改修、照明のLED化等の対応が求められます。

3 公共的施設の整備計画

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間

（単位：千円）

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
高遠第2・第3保育園建設※	伊那市	22,420	11,120	11,300	11,300
集会施設整備（藤沢多目的集会施設）	伊那市	3,000	0	3,000	3,000
体育施設整備（藤沢トレーニングセンター、高遠町柔剣道場）	伊那市	6,000	0	6,000	6,000
合計		31,420	11,120	20,300	20,300

※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

498,090千円（特定財源 247,100千円、一般財源 250,990千円）

○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合

4.5%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）

御堂垣外辺地に係る総合整備計画書新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧						新					
総合整備計画書						総合整備計画書 第1次変更					
長野県伊那市 ^{みどがいと} 御堂垣外辺地						長野県伊那市 ^{みどがいと} 御堂垣外辺地					
辺地の人口 132 人：面積 1.1 km ²						辺地の人口 132 人：面積 1.1 km ²					
1～2 略						1～2 略					
3 公共的施設の整備計画						3 公共的施設の整備計画					
2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間						2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間					
(単位：千円)						(単位：千円)					
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
高遠第2・第3保 育園建設※	伊那市	<u>18,761</u>	<u>9,855</u>	<u>8,906</u>	<u>8,900</u>	高遠第2・第3保 育園建設※	伊那市	<u>22,420</u>	<u>11,120</u>	<u>11,300</u>	<u>11,300</u>
略						略					
合計		<u>27,761</u>	<u>9,855</u>	<u>17,906</u>	<u>17,900</u>	合計		<u>31,420</u>	<u>11,120</u>	<u>20,300</u>	<u>20,300</u>
※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上						※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上					
【参考】○全体事業費						【参考】○全体事業費					
416,920千円（特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円）						498,090千円（特定財源 247,100千円、一般財源 250,990千円）					
○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合						○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合					
4.5%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）						4.5%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）					

議案第 4 号

片倉辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

片倉地区における辺地に係る総合整備計画を変更するため、提案するものであります。

総合整備計画書

長野県伊那市 ^{かたくら}片倉辺地

辺地の人口173人：面積1.3km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 片倉
- (2) 地域の中心の位置 伊那市高遠町藤沢6116番地1
- (3) 辺地度点数 138点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の高遠町地区北部に位置し、花の百名山である守屋山の麓、日本の原風景ともいえる自然が息づく山あいの集落ですが、近年では近隣地区同様に過疎化が大きな課題となっています。

本辺地から園児が通う高遠第2・第3保育園は、地域コミュニティの重要な核となる施設の一つであり、地域や保護者と協力をしながら特色ある信州やまほいくを積極的に実施しています。こうした取組から、子育て世代の移住も見られますが、現在の園舎は、築54年が経過した非耐震構造の建物であり、新たな園舎の整備が必要となっています。

また、本辺地内の飲料水は、片倉簡易水道及び峠簡易給水施設により供給していますが、施設の老朽化や野生動物の増加に起因するとされるクリプトスポリジウム対策が重要な課題となっており、安全な飲料水を供給するための施設を整備する必要があります。

3 公共的施設の整備計画

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間

（単位：千円）

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
高遠第2・第3保育園建設※	伊那市	37,855	18,780	19,075	19,000
簡易水道建設改良	伊那市	48,700	0	48,700	24,300
合計		86,555	18,780	67,775	43,300

※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上

【参考】○全体事業費

498,090千円（特定財源 247,100千円、一般財源 250,990千円）

○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合

7.6%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）

片倉辺地に係る総合整備計画書新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧						新					
総合整備計画書						総合整備計画書 第1次変更					
長野県伊那市 ^{かたくら} 片倉辺地						長野県伊那市 ^{かたくら} 片倉辺地					
辺地の人口173人：面積1.3km ²						辺地の人口173人：面積1.3km ²					
1～2 略						1～2 略					
3 公共的施設の整備計画						3 公共的施設の整備計画					
2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間						2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）まで5年間					
(単位：千円)						(単位：千円)					
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
高遠第2・第3保 育園建設※	伊那市	<u>31,686</u>	<u>16,644</u>	<u>15,042</u>	<u>15,000</u>	高遠第2・第3保 育園建設※	伊那市	<u>37,855</u>	<u>18,780</u>	<u>19,075</u>	<u>19,000</u>
略						略					
合計		<u>80,386</u>	<u>16,644</u>	<u>63,742</u>	<u>39,300</u>	合計		<u>86,555</u>	<u>18,780</u>	<u>67,775</u>	<u>43,300</u>
※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上						※高遠第2・第3保育園建設については、全体事業費を本辺地から通園する園児の割合で按分した額を計上					
【参考】○全体事業費 416,920千円（特定財源 219,000千円、一般財源 197,920千円）						【参考】○全体事業費 498,090千円（特定財源 247,100千円、一般財源 250,990千円）					
○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合 7.6%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）						○本辺地から高遠第2・第3保育園に通園する園児の割合 7.6%（前計画期間2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）の平均）					

議案第 5 号

請負契約の締結について

本庁舎空調設備改修 機械設備工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

本庁舎空調設備改修 機械設備工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

(議案第5号別紙)

- 1 契約の目的 本庁舎空調設備改修 機械設備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 282,700,000円
(内消費税 25,700,000円)
- 4 契約の相手方 伊那市上牧6474番地
宮下・池田特定建設工事共同企業体
代表構成員 宮下 金俊

本庁舎空調設備改修 工事説明資料

工 事 名	本庁舎空調設備改修 工事			
工種、金額 及び 相手方	工 種	金 額		相 手 方
	機 械 設 備 工 事	282,700,000円 (内消費税 25,700,000円)		宮下・池田特定建設工事共同企業体 代表構成員 宮下 金俊
	電 気 設 備 工 事	25,410,000円 (内消費税 2,310,000円)		宮原電気工事株式会社 代表取締役 宮原 雄一郎
	合 計	308,110,000円 (内消費税 28,010,000円)		
工 事 概 要	<p>熱源設備の更新並びにパッケージエアコンの更新及び新設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷温水発生機（A重油焚）の更新 ・ 既設パッケージエアコン更新及び新設 ・ 工事に伴う配管及び自動制御機器 ・ その他付属設備の更新ほか 			
工 事 期 間	契約の日から令和8年7月31日まで			
予 算	事業費	310,000,000円	主な財源	公共施設等管理基金繰入金

議案第5号関係資料(2)

本庁舎空調設備改修 工事概略工程表

	令和7年 10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
工事工程	事前調査										
	準備・機器製作等										
							既存機器撤去・設置				
									試験運転調整		
											検査
(参考) 空調稼働期間	暖房期間						冷房期間				
(参考) 仮設空調期間					仮設暖房使用						

議案第 6 号

伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第6号別紙)

伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成18年伊那市条例第31号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第4条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、<u>第1項中「3歳に満たない子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が規則で定める</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第4条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、<u>前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員が、市長が規則で</u></p>

旧	新
<p>ところにより、当該子を養育」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p>
<p>(介護休暇)</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第14条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者（<u>第16条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p>

旧	新
<p>(療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p>

旧	新
	<p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>

(伊那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市職員の育児休業等に関する条例（平成18年伊那市条例第32号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）</p>
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第21条 <u>部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤</u></p>	<p>(<u>第1号部分休業の承認</u>)</p> <p>第21条 <u>法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>

旧	新
<p><u>務職員を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 市長が定める職員に対する部分休業の承認については、市長が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>2 市長が定める職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、市長が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p> <p><u>第21条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p> <p><u>（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u></p> <p><u>第21条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>（法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準と</u></p>

旧	新
	<p><u>して条例で定める時間)</u></p> <p><u>第21条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第21条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p>
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第63条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第22条 職員が<u>法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、給与条例第63条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第64条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第23条 第14条の規定は、法第19条第3項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由について準用する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第23条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</p>
<p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第24条 略</p>	<p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第24条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第24条の2 任命権者は、前条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置</u> <u>(次号において「出生時両立支援制度等」という。)</u> <u>その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>前条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日</u></p>

旧	新
	<p>以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る<u>申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の伊那市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 7 号

伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえ、一般職の職員等の寒冷地手当の廃止等を行うため、提案するものであります。

(議案第7号別紙)

伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年伊那市条例第39号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章～第12章 略</p> <p>第13章 <u>寒冷地手当(第54条～第56条)</u></p> <p>第14章～第16章 略</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第12章 略</p> <p>第13章 <u>削除</u></p> <p>第14章～第16章 略</p> <p>附則</p>
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、常勤職員(法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)については、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、常勤職員(法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)については、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管</p>

旧	新
<p>理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当</u>及び災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）をいい、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）については、報酬をいう。</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に支給する給与は、給料、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当</u>及び災害派遣手当とする。</p>	<p>理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）をいい、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）については、報酬をいう。</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に支給する給与は、給料、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とする。</p>
<p>第13章 <u>寒冷地手当</u> <u>（寒冷地手当の支給）</u></p> <p>第54条 <u>寒冷地手当は、11月から翌年の3月までの期間（以下この章において「支給期間」という。）内における各月の初日（以下この章において「基準日」という。）において、現に在勤する職員（以下この章において「支給対象職員」という。）に対して支給する。</u></p> <p><u>（寒冷地手当の額）</u></p>	<p>第13章 <u>削除</u></p> <p>第54条から第56条まで <u>削除</u></p>

旧	新
<p><u>第55条 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 世帯主（主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である職員であつて、第16条第1項に規定する扶養親族のあるもの（市長が定める職員を除く。） 19,800円</u></p> <p><u>(2) 世帯主である職員であつて、前号に掲げる職員以外のもの 11,400円</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 8,200円</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長が定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、同項の規定による額を超えない範囲内で、市長が定める額とする。</u></p> <p><u>（寒冷地手当の支給方法）</u></p> <p><u>第56条 寒冷地手当は、支給期間内において、給料の支給方法に準じて支給する。</u></p>	
<p>（心身の故障による休職）</p> <p>第60条 略</p> <p>2 職員が結核性疾病のため、法第28条第2項第1号の規定により休職にされたときは、その休職の期間が満3年に達するまで、給料、扶養手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれ100分の80を支給する。</p>	<p>（心身の故障による休職）</p> <p>第60条 略</p> <p>2 職員が結核性疾病のため、法第28条第2項第1号の規定により休職にされたときは、その休職の期間が満3年に達するまで、給料、扶養手当、住居手当<u>及び期末手当</u>のそれぞれ100分の80を支給する。</p>

旧	新
<p>3 職員が前2項以外の心身の故障のため、法第28条第2項第1号の規定により休職されたときは、その休職が満2年（厚生労働省が指定する特定疾患にあつては満3年）に達するまで、給料、扶養手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれの100分の80を支給する。</p> <p>4～5 略</p>	<p>3 職員が前2項以外の心身の故障のため、法第28条第2項第1号の規定により休職されたときは、その休職が満2年（厚生労働省が指定する特定疾患にあつては満3年）に達するまで、給料、扶養手当、住居手当<u>及び期末手当</u>のそれぞれの100分の80を支給する。</p> <p>4～5 略</p>

（伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年伊那市条例第30号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>	<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当<u>及び期末手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>

旧	新
<p>(企業職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>を支給することができる。</p>	<p>(企業職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当<u>及び期末手当</u>を支給することができる。</p>

(伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年伊那市条例第202号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常時勤務を要する職員の手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当</u>、災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第38条に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 常時勤務を要する職員の手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第38条に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエン</p>

旧	新
<p>インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び退職手当とする。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員の手当の種類は、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、<u>寒冷地手当</u>及び災害派遣手当とする。</p>	<p>インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）及び退職手当とする。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員の手当の種類は、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び災害派遣手当とする。</p>
<p>（扶養手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第8条において同じ。）</u></p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p>	<p>（扶養手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p>

旧	新
<p>(住居手当)</p> <p>第6条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅（管理者が定めるこれに準じる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの</u></p>	<p>(住居手当)</p> <p>第6条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（管理者が設置する有料公舎その他管理者が定める住宅を除く。）を借り受けた職員</u></p>
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）若しくは休日等又はこれらの日以外の日の<u>午前0時から午前5時までの間に勤務した次条の規定による管理者が指定する職にある職員</u>に対して支給する。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条 管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）若しくは休日等又はこれらの日以外の日の<u>午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した次条の規定による管理者が指定する職にある職員</u>に対して支給する。</p>
<p><u>(寒冷地手当)</u></p> <p>第19条 <u>寒冷地手当は、11月から翌年の3月までの期間内における各月の初日において在勤する職員に対して支給する。</u></p>	<p>第19条 <u>削除</u></p>

旧	新
<p>(休職者の給与)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が結核性疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が3年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、<u>期末手当</u>及び寒冷地手当は、支給することができる。</p> <p>3 職員が第2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、<u>期末手当</u>及び寒冷地手当を支給することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(休職者の給与)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が結核性疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が3年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当<u>及び期末手当</u>は、支給することができる。</p> <p>3 職員が第2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当<u>及び期末手当</u>を支給することができる。</p> <p>4 略</p>
<p>(給与の減額)</p> <p>第23条 職員が勤務しないときは、休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合及び労働組合の業務又は活動に従事するため、勤務しないことが相当である場合における休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認（当該職員がその<u>3歳に満たない子</u>を養育するた</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第23条 職員が勤務しないときは、休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合及び労働組合の業務又は活動に従事するため、勤務しないことが相当である場合における休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまで</u></p>

旧	新
<p>め1日の勤務時間の一部を勤務しないことの承認を除く。)のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p><u>の子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部</u>を勤務しないことの承認を除く。)のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 この項から第4項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 改正前の条例 第1条の規定による改正前の伊那市一般職の職員の給与に関する条例をいう。
 - (2) 基準日 令和7年11月から令和8年3月まで及び同年11月から令和9年3月までの各月の初日をいう。
 - (3) 切替日 令和7年4月1日をいう。
 - (4) 経過措置対象職員 基準日において現に在勤する職員（常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この号において同じ。））、暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この号において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）、派遣職員（伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第3条に規定する派遣職員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第6条第2項に規定する業務に従事するものをいう。）又は企業職員（伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条に規定する職員をいう。）に限る。以下この号において同じ。）のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き職員として在勤していた者（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（令和3年地方公務員法改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員をいう。以下この号において同じ。））にあつては、切替日の前日に常時勤務に服する職員（暫定再任用

職員を除く。)であった者に限る。)をいう。

(5) みなし寒冷地手当額 経過措置対象職員につき、基準日において、現に在勤する職員における基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（改正前の条例第55条第1項に規定する職員の区分をいう。以下、この号において同じ。）のうち、同項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とみなして同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

3 経過措置対象職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、第1条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の給与に関する条例及び第2条の規定による改正後の伊那市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する給与のほか、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
令和8年11月から令和9年3月まで	13,200円

4 前2項に規定するもののほか、これらの規定により支給する寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年伊那市条例第1号）第2条による改正前の伊那市一般職の職員の給与に関する条例に規定する寒冷地手当の例による。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の伊那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」とする。

（市長への委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 8 号

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

国家公務員に対する人事院勧告の内容を踏まえ、常勤の特別職の職員の寒冷地手当を廃止するため、提案するものであります。

(議案第8号別紙)

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年伊那市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(常勤の職員の給与)</p> <p>第2条 常勤の特別職の職員（以下「常勤の職員」という。）に支給する給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、通勤手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>とする。</p>	<p>(常勤の職員の給与)</p> <p>第2条 常勤の特別職の職員（以下「常勤の職員」という。）に支給する給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、通勤手当<u>及び期末手当</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

2 令和7年11月から令和8年3月まで及び同年11月から令和9年3月までの期間についてのこの条例の規定による改正後の伊那市特別職の職員の給与等に関する条例第2条の規定の適用については、同条中「及び期末手当」とあるのは「、期末手当及び寒冷地手当」とする。

(市長への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 9 号

伊那市サテライトオフィス条例の一部を改正する条例

伊那市サテライトオフィス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

使用料及び部屋数の見直しにより、適正な施設管理と市内への事務所の立地促進を図るため、提案するものであります。

(議案第9号別紙)

伊那市サテライトオフィス条例の一部を改正する条例

伊那市サテライトオフィス条例（平成30年伊那市条例第15号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表（第9条関係） 伊那市サテライトオフィス使用料		別表（第9条関係） 伊那市サテライトオフィス使用料	
区分	使用料（月額）	区分	使用料（月額）
A棟	<u>1室につき</u>	A棟	<u>A号室</u>
			<u>40,000円</u>
			<u>40,000円</u>
			<u>25,000円</u>
	1棟使用	1棟使用	<u>105,000円</u>
	<u>70,000円</u>	B棟	<u>50,000円</u>
B棟	<u>40,000円</u>	C棟	<u>50,000円</u>
C棟	<u>40,000円</u>		
備考 略		備考 略	

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係るものから適用し、同日前の使用許可に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 10 号

伊那市旧中村家住宅条例の一部を改正する条例

伊那市旧中村家住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

旧中村家住宅を貸館として使用するため、提案するものであります。

(議案第10号別紙)

伊那市旧中村家住宅条例の一部を改正する条例

伊那市旧中村家住宅条例の一部を改正する条例(平成30年伊那市条例第16号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(開業時間及び休業日)</p> <p>第6条 旧中村家住宅の開業時間及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開業時間 <u>午前10時から午後5時まで</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(開業時間及び休業日)</p> <p>第6条 旧中村家住宅の開業時間及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開業時間 <u>午前9時から午後9時まで</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 略</p> <p>(<u>利用料金</u>)</p> <p>第11条 <u>使用者は、第7条の許可を受けたときに別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、利用料金の額を、別表に定める額の範囲内</u></p>

旧	新
	<p><u>において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第12条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p><u>第13条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用ができなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者が使用期日前3日までに使用の取りやめ又は変更の申出をした場合で、指定管理者が相当の事由があると認められたとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が正当な理由があると認められたとき。</u></p>
<p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第11条 略</u></p>	<p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第14条 略</u></p>

旧	新																					
(損害賠償の義務) 第12条 略	(損害賠償の義務) 第15条 略																					
(市長による管理) 第13条 略 2 前項の規定により市長が旧中村家住宅の管理を行う場合における第6条から第8条まで及び第10条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(市長による管理) 第16条 略 2 前項の規定により市長が旧中村家住宅の管理を行う場合における第6条から第8条まで、 <u>第10条及び別表</u> の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																					
<table border="1"> <tr> <td>第6条</td> <td>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て</td> <td>市長は、特に必要があると認めるときは</td> </tr> <tr> <td>第7条、第8条及び第10条</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	第6条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは	第7条、第8条及び第10条	指定管理者	市長				<table border="1"> <tr> <td>第6条</td> <td>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て</td> <td>市長は、特に必要があると認めるときは</td> </tr> <tr> <td>第7条、第8条及び第10条</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>別表</td> <td><u>(第11条関係)</u></td> <td><u>(第17条関係)</u></td> </tr> <tr> <td>別表</td> <td>利用料金</td> <td>使用料</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p>第17条 <u>第11条の規定にかかわらず、市長が管理する旧中村家住宅を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければ</u></p>	第6条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは	第7条、第8条及び第10条	指定管理者	市長	別表	<u>(第11条関係)</u>	<u>(第17条関係)</u>	別表	利用料金	使用料
第6条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは																				
第7条、第8条及び第10条	指定管理者	市長																				
第6条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは																				
第7条、第8条及び第10条	指定管理者	市長																				
別表	<u>(第11条関係)</u>	<u>(第17条関係)</u>																				
別表	利用料金	使用料																				

旧	新
	<p><u>ならない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第18条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第19条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用ができなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者が使用期日前3日までに使用の取りやめ又は変更の申出をした場合で、市長が相当の事由があると認めるとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が正当な理由があると認めるとき。</u></p>
<p>(委任)</p> <p><u>第14条 略</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第20条 略</u></p>
	<p><u>別表 (第11条関係)</u></p>

旧	新			
	<u>施設等利用料金</u>			
	<u>1 施設</u>			
	<u>区分</u>	<u>利用料金</u>		
		<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>
		<u>午前 9 時か</u>	<u>午後 1 時か</u>	<u>午後 5 時か</u>
		<u>ら午後 1 時</u>	<u>ら午後 5 時</u>	<u>ら午後 9 時</u>
		<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>
	<u>客席</u>	700円	700円	800円
	<u>小宴会場</u>	700円	700円	800円
	<u>厨房</u>	700円	700円	800円
	<u>座敷</u>	700円	700円	800円
	<u>玄関の間</u>	700円	700円	800円
	<u>全館</u>	2,000円	2,000円	2,500円
				300円
				700円
	<u>備考</u>			
	<u>1 物品の販売を含む営利又は営業のために使用する利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の300に相当する額とする。</u>			
	<u>2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の利用料金は、当該区分に定める額（1の規定により増額された場合は、増額された額）の100分の120に相当する額とする。</u>			
	<u>2 附属設備</u>			
	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>利用料金</u>	
	<u>そば釜</u>	<u>1回</u>	<u>1台につき1,000円</u>	

旧	新		
	<u>フライヤー</u>	<u>1回</u>	<u>1台につき1,000円</u>
	<u>麺茹で機</u>	<u>1回</u>	<u>1台につき1,000円</u>
	<u>サラマンドー</u>	<u>1回</u>	<u>1台につき1,000円</u>
	<u>持込みの電気器具</u>	<u>1回</u>	<u>電気器具の定格消費電力の合計が1kWまでごと1台につき200円</u>
	備考 <u>附属設備の利用料金の額は、1日を超えない期間を1回としたものとする。</u>		
3 <u>冷房又は暖房</u>			
<u>区分</u>		<u>利用料金</u>	
<u>客席</u>		<u>1時間につき200円</u>	
<u>小宴会場</u>		<u>1時間につき100円</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係るものから適用し、同日前の使用許可に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

伊那市少年補導センター条例の一部を改正する条例

伊那市少年補導センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

組織改編による所管の変更及び補導委員の人数を緩和するため、提案するものであります。

(議案第11号別紙)

伊那市少年補導センター条例の一部を改正する条例

伊那市少年補導センター条例(平成18年伊那市条例第181号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 少年補導センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 伊那市少年補導センター</p> <p>位置 伊那市下新田3050番地 <u>(伊那市教育委員会内)</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 少年補導センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 伊那市少年補導センター</p> <p>位置 伊那市下新田3050番地</p>
<p>(補導委員)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 補導委員は、<u>55人</u>とし、市長が委嘱する。</p> <p>3 略</p>	<p>(補導委員)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 補導委員は、<u>55人以内</u>とし、市長が委嘱する。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 号

令和 6 年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊那市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 1 3 号

令和 6 年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 1 4 号

令和 6 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 15 号

令和 6 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 16 号

令和 6 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 17 号

令和 6 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 18 号

令和 6 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 19 号

令和 6 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第 20 号

令和 6 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 2 1 号

令和 6 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 2 2 号

令和 6 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金 1 8 1 , 6 2 7 , 9 1 3 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度伊那市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 23 号

令和 6 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金 283,846,916 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度伊那市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 2 4 号

令和 6 年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度伊那市自動車運送事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 25 号

令和 7 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第 26 号

令和 7 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第 27 号

令和 7 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 28 号

令和 7 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

議案第 29 号

令和 7 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

伊那市長 白 鳥 孝